

## ○えびの市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(平成25年6月26日 えびの市告示第131号)

改正 平成27年3月25日告示第41号 令和2年3月18日告示第25号

## (趣旨)

第1条 この告示は、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の交流促進、育児不安等についての相談指導等、地域の子育て家庭に対する育児支援を図る事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定める。

## (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、えびの市とする。ただし、事業の運営の全部を適正に実施することができると思われる社会福祉法人等(以下「事業実施者」という。)に委託して実施することができる。

2 前項ただし書の規定により委託する場合は、委託の範囲、条件その他必要な事項について事業実施者と契約を締結するものとする。

## (開設日数等)

第3条 事業を実施する地域子育て支援拠点施設(以下「子育て支援センター」という。)は、原則として週5日以上かつ1日5時間以上開設するものとし、子育て親子(主として概ね3歳未満の児童を育てる家庭の保護者及び当該児童をいう。以下同じ。)のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して開設時間を設定するものとする。

## (職員の配置)

第4条 子育て支援センターには、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者で、地域の子育て事情に精通した専任の職員を2人以上配置するものとする。

## (事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げる取組の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 子育て親子が気軽に、かつ、自由に利用できる交流の場の設置及び子育て親子間の交流を深める取組等を実施する。
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施 子育ての不安及び悩み等を持っている子育て親子に対する子育て等に関する相談及び援助を実施する。
- (3) 地域の子育て関連情報の収集及び提供 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児及び子育てに関する情報の収集及び提供を行う。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育て親子及び将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。
- (5) 地域支援活動の実施 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流及び子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施する。この場合において、地域支援活動の中でより重点的な支援が必要であると判断されるときは、関係機関と連携し、及び協力して当該家庭への訪問などの支援を実施する。

一部改正〔平成27年告示41号〕

## (費用の負担)

第6条 事業を利用する保護者は、必要に応じて事業を実施するために必要な経費の一部を負担しなければならない。

## (関係機関との連携)

第7条 事業実施者は、事業の実施に当たっては、保育所、認定こども園、幼稚園、こども課(家庭相談員)、保健センター、児童委員(主任児童委員)、医療機関等その他関係機関と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成27年告示41号・令和2年25号〕

## (安全の確保)

第8条 事業実施者は、子育て親子への対応に十分配慮するなど、安全の確保に留意しなければならない。

## (経理処理)

第9条 事業実施者は、事業の経費に係る経理を他の会計と区分し、その用途を明確にしておかなければならない。

## (実績報告)

第10条 事業実施者は、事業が完了したときは、当該完了した日から1月以内に、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

一部改正〔平成27年告示41号〕

## (守秘義務)

第11条 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

## (経費の支弁)

第12条 市は、事業を実施するために必要な経費を事業実施者に支弁する。

## (委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 附 則(平成27年3月25日告示第41号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則(令和2年3月18日告示第25号)

## (施行期日)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。